

受付番号

—

罹災（届出）証明申請書

(あて先) 仙 台 市 長

年 月 日

申
請
者(代
理
人)

氏 名	フリガナ	日中の 連絡先	()
住 所	〒		
証明書の 送付先	〒 ※住所と同じ場合は記入不要		
氏 名	フリガナ	日中の 連絡先	()
住 所	〒		
申請者との 関係	☐ 配偶者 ☐ 同居の親族 (続柄) ☐ 二親等内の親族 (続柄) ☐ ビル管理会社 ☐ その他 ()		

次の表のとおり，罹災したことを届け出ます。

1 罹災場所	仙台市 _____ 区 _____ (アパート等の場合，名称) _____		
2 罹災原因			
3 罹災年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
4 建物の被害 ※建物被害認定調査があります。	6 土地（敷地）の被害		
罹災建物の区分	申請者と罹災建物との関係	☐ 地割れ ☐ 斜面崩壊 ☐ 土砂堆積 ☐ その他 ()	
☐ 住 家 ↳ ☐ 全て居住用 ↳ ☐ 一部非住家 ☐ 非住家	☐ 所有者 ☐ 借家人 ☐ 居住者 ☐ その他 ↳ { }	7 動産（家財等）の被害	
建物の被害 ※具体的な被害の状況を記入してください。		☐ 車両 (_____ 台損傷・ _____ 台使用不能) 車両 NO. { } ☐ 家財 ☐ 事業用資産 ☐ その他 { }	
※浸水被害があった場合 浸水の深さ (☐ 床下浸水 ☐ 床上浸水)			
5 罹災証明書必要枚数	枚	8 罹災届出証明書必要枚数	枚
9 罹災証明内容 の提供及び発行 制限確認	①各種支援制度の所管課に対し，罹災証明内容を提供することに同意しますか。		は い ☐ いいえ ☐
	②申請者本人の配偶者，本人と同居の親族又は二親等内の親族にも，罹災証明書及び罹災届出証明書の再発行申請を可能とすることに同意しますか。※法人は記入不要		は い ☐ いいえ ☐

----- 罹災届出証明書 -----

上記の表のとおり，災害により住家等以外の不動産又は動産に係る被害を生じた旨の届出があったこと又は罹災証明書の交付に係る申請を受け付けたことを証明します。

なお，この証明は，民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

年 月 日
仙 台 市 長

印

記入上の留意点

申請者は、住所（住民票上の住所）・氏名・連絡先の電話番号（連絡のつく電話番号）を記入してください。申請者が法人の場合は、法人の名称、代表者の職・氏名及び所在地を記入してください。なお、代理人が申請する場合は、委任状を提出し、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・連絡先・申請者との関係を記入してください。

また、代理人が申請人の配偶者、同居の親族又は二親等内の親族である場合には、委任状の作成は不要です。

※「住所」と「証明書の送付先」が異なる場合は、送付先を確認できる書類の提示を求めることがあります。

- 1 「罹災場所」の欄には、被害にあった場所（住所、登記簿上の地番どちらでも可）を記入してください。

なお、建物被害の場合は、建物1棟ごとに届出の作成が必要となりますのでご協力ください。

また、アパート等の場合はその名称も記入してください

- 2 「罹災原因」欄には、届出の原因となった災害を次の例示のように記入してください。

例1 「〇〇〇〇地震による被害」 例2 「台風第〇〇号の豪雨による被害」

- 3 「罹災年月日」の欄には、罹災又は罹災したと思われる日付を記入してください。

- 4 「建物の被害」の欄は、上記1の罹災場所において、建物に被害が生じている場合に記入します。建物以外の資産に被害が生じている場合は、6又は7の欄へお進みください。

まず、建物の区分「住家・非住家（居住用ではない建物）」の口欄にレ点を記入し、住家の場合には、「全て居住用・一部非住家」のいずれかの口欄にレ点を記入してください。

4 建物の被害 ※建物被害認定調査があります。	
罹災建物の区分	申請者と罹災建物との関係
☒ 住家 ☐ 全て居住用 ☐ 一部非住家 ☐ 非住家	☐ 所有者 ☐ 借家人 ☐ 居住者 ☐ その他
建物の被害 ※具体的な被害の状況を記入してください。	
浸水で畳、システムキッチン、給湯器などが使用できなくなった ※浸水被害があった場合 浸水の深さ（ ☐ 床下浸水 ☒ 床上浸水 ）	

次に「申請者と罹災建物との関係」欄をご確認いただき、該当する項目の口欄にレ点を記入してください。把握している範囲で、建物の具体的な被害の状況を記入してください。

浸水被害があった場合には、床下浸水・床上浸水の口欄にレ点を付けてください。

（※床下浸水＝床上（畳や床面）までは浸水していないが、建物の基礎部分への浸水がある状態。）

なお、「建物の被害」がある場合には、罹災証明書を発行するための建物被害認定調査を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 5 「罹災証明書必要枚数」の欄には、罹災証明書の必要数を記入してください（罹災証明書は、災害発生から10年間に限り再交付申請をすることが可能です。）。なお、建物被害認定調査を実施するため、罹災証明書発行までに一定の期間（通常は1か月程度、大規模災害時は2か月以上）が必要になりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 6 「土地（敷地）の被害」の欄には、土地について把握している範囲で、該当する被害項目の口欄にレ点を記入してください。
- 7 「動産（家財等）の被害」の欄には、車両、家財、事業用資産、その他に係る被害について該当する項目の口欄にレ点を付け、把握している範囲で具体的内容を記入してください。
- 8 「罹災届出証明書必要枚数」の欄には、罹災届出証明書の必要数を記入してください。届出内容を確認のうえ、即時に、罹災届出証明書を交付いたします（罹災届出証明は、災害発生から1年間に限り再交付申請をすることが可能です。）。
- 9 「罹災証明内容の提供及び発行制限確認」の欄は、内容に同意する場合は「はい」、同意しない場合は「いいえ」の口欄にレ点を記入してください。

項目①「各種支援制度の所管課に対し、罹災証明内容を提供することに同意しますか。」

⇒ 同意があれば、罹災証明書の添付が必要な被災者支援制度の申請に際し、罹災証明書の添付を省略することが可能となります（被災者支援制度の申請手続きの負担を軽減するため。）。

項目②「申請者本人の配偶者、本人と同居の親族又は二親等内の親族にも、罹災証明書等の再発行申請を可能とすることに同意しますか。」※法人は記入不要

⇒ 同意があれば、上記の親族等は申請者本人からの委任状がなくとも、罹災証明書等の再発行の申請を行うことが可能となります。なお、DV・ストーカー行為等の被害者を保護するため情報制限が必要な場合は、「いいえ」口欄にレ点をさせていただくことで、たとえ委任状があっても、本人以外からの申請には応じない取り扱いとなります。